

京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例施行規則を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例施行規則

(定義)

第1条 この規則において使用する用語は、次項に定めるもののほか、京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申請等をする者は、次に掲げる事項を、その使用に係る電子計算機から入力しなければならない。ただし、当該申請等をする者において、第2号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の添付することが規定されている書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体を提出することを妨げない。

(1) 当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項又は電磁的記録に記録すべきこととされている事項(次号に掲げる事項を除く。)

(2) 当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されている書面等に記載すべき、若しくは記載されている事項又は電磁的記録に記録すべき、若しくは記録されている事項

2 前項の申請等をする者は、同項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（本市の機関等の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った

者を確認するための措置を講じることをもって、これに代えることができる。

- (1) 商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書
  - (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書
  - (4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が定める電子証明書
- 3 申請等に関する他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とする申請等を含む。）について、第1項の規定に基づき、当該書面等のうち1通に記載すべき、又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき、又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 4 条例第3条第4項に規定する別に定めるものは、第2項の規定により講じる措置とする。
- 5 条例第3条第5項に規定する別に定めるものは、次に掲げる方法とする。
- (1) 第1項の規定により申請等をする者が、納付情報（条例第3条第5項に規定する手数料等（以下「手数料等」という。）の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該手数料等を特定するに足りる情報をいう。）により自ら納付する方法
  - (2) 第1項の規定により申請等をする者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者に納付する場合にあっては、当該指定管理者が指定する者）に当該申請等に係る手数料等の納付を委託して納付する方法
- 6 条例第3条第6項前段に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情があると市長等が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3) 電子情報処理組織を使用することによりかえって申請等をする者の利便性が損なわれると市長等が認める場合

7 前項の場合において、申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、市長等が定める期日までに、当該市長等が定める方法により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第3条 本市の機関等は、条例第4条第1項本文の規定により電子情報処理組織を使用する方法による処分通知等を行うときは、当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等に記載すべき、又は電磁的記録に記録すべきこととされている事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織への識別符号（電子情報処理組織を使用する者を識別するために当該者に付された符号をいう。）及び暗証符号（電子情報処理組織を使用する者を特定するために当該者又は市長等が設定した符号をいう。）の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

3 条例第4条第4項に規定する別に定めるものは、第1項の事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項の規定による記録をする措置又は市長等が定める方法により当該処分通知等を行った本市の機関等を確認するための措置とする。ただし、市長等が指定する情報システムにより本市の機関等に対してする処分通知等については、当該情報システムを使用する方法による措置とする。

4 条例第4条第5項前段に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3) 電子情報処理組織を使用することによりかえって処分通知等を受ける者の利便性が損なわれると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第4条 本市の機関等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、本市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を当該事務所に備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第5条 本市の機関等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を本市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する別に定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録する措置又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製する措置とする。

(添付書面等の省略)

第6条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の規定は、条例第8条に規定する別に定める書面等及び措置について準用する。この場合において、同令第5条の表中「行政機関等」とあるのは、「本市の機関等」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、条例第8条に規定する別に定める書面等及び措置は、市長等が定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局デジタル化戦略室)